

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。
プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。
会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間中に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：民間連携事業部
案件名：用地取得及び住民移転に係る法制度、執行体制、実施能力等に係る調査（ファスト・トラック制度適用案件）

1 契約予定期間：2013年5月上旬～2014年1月下旬

2 参加要件

開発途上国における用地取得や住民移転に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月10日から2013年4月10日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、

業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年4月18日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：4月下旬

契約交渉：4月下旬～5月上旬

5 業務の目的

ミャンマー（以下「ミ」国）は長年、国内の政治的対立や少数民族に対する人権問題等で国際的に孤立し、低成長を続けてきたが、2010年11月の総選挙以降、テイン・セイン大統領率いる新政権は、民主化・市場経済化に向けて急速な進展を見せてきている。

JICAは、「ミ」国の開発支援を積極的に行ってゆく方針であるが、開発事業の実施に際しては、大気、水、土壌、生態系等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族の人権など、様々な環境社会面への影響が想定され、持続可能な開発を実現するためには、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」（以下、JICAガイドライン）に基づき、想定される環境社会面への影響への対策を予め開発事業計画の中に織り込み、適切に対処していくことが不可欠である。

然しながら、「ミ」国政府は、欧米諸国による経済制裁を背景に欧米のドナーや国際機関からの借款も長期に亘り供与されておらず、「ミ」国政府の関係機関は国際水準の環境社会配慮（近年、世界銀行、ADB、JICA等が被援助国に求めているきめ細かな環境社会配慮のプラクティス）に精通していない。

また、特に用地取得及び住民移転に係る法制度、執行体制等について不明な点が多く、「ミ」国の法制度に基づく対応が、JICAガイドラインや世界銀行等のセーフガード政策が求める国際的基準に基づく社会配慮の水準に見合ったものであるのか、執行体制や能力は十分であるのか等につき確認する必要がある。

本調査は、将来の大規模な用地取得・住民移転を伴う事業の前提となる、「ミ」国の用地取得・住民移転に係る法制度及び執行体制に係る情報収集とケーススタディーを通じて「ミ」国政府の用地取得・住民移転に係る法制度及び既存の手続きとそれらに基づき用地取得・住民移転を実施する能力のレビューを行い、JICAガイドライン及び国際的な社会配慮の水準を満たすために必要な今後の改善点等を確認することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン、ネピドー

(2) 活動内容

ア 用地取得・住民移転に係る「ミ」国の法制度及び関連規則やガイドラインの確認

イ 用地取得・住民移転の「ミ」国中央政府及び地方府の執行体制の確認

ウ 用地取得に係る補償費用の算定方法及び事例（他国の好事例含む）の確認

エ 生活再建対策に係る「ミ」国及び他国の好事例の確認

オ 国際基準を満たす用地取得・住民移転の「ミ」国政府の実施能力に係るレビュー（ケーススタディ）と改善点の確認

7 成果品等

(1) インセプションレポート（2013年5月上旬）

(2) ドラフトファイナルレポート（2013年10月下旬）

(3) ファイナルレポート（2013年12月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

ア 総括/社会配慮（評価対象予定者）

イ 法制度・行政機関評価（用地取得・住民移転）（評価対象予定者）

ウ 社会経済調査/生活再建

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定です。
- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。
- ・「ミ」国受入手続等の事情により、履行期間その他の契約内容を変更する場合があります。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。